

公益財団法人横浜市建築保全公社請負工事検査事務取扱基準

制 定 平成 12 年 4 月 1 日 取扱基準第 1 号

最近改正 令和 7 年 12 月 10 日 取扱基準第 1 号

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人横浜市建築保全公社（以下「公社」という。）が発注する請負工事の検査事務扱いについては、公益財団法人横浜市建築保全公社請負工事検査事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）その他別に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(検査の種類)

第 2 条 検査は、完成検査、出来形部分検査及び標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）の技術検査とする。

- 2 完成検査は、工事が契約どおり実施されたかを確認する。
- 3 出来形部分検査は、監督員を経由して請負人から提出された出来高の合否を確認するほか、工事の出来形部分につき完成検査と同様の確認を行う。
- 4 技術検査は、次の時期に行う。
 - (1) 完成検査、出来形部分検査時
 - (2) 設計図書で、実施回数及び実施時期が明記された場合
 - (3) 施工中における事故等により、検査主幹が特に必要と認めた場合

(検査手続)

第 3 条 総括監督員は、請負人から工事完成届又は出来形部分検査申請書の提出があったときは、速やかに、検査主幹に工事検査依頼書（様式第 1 号）により検査を依頼しなければならない。

(検査員の任命)

第 4 条 検査主幹は、技術検査員任命通知書（様式第 1 号）により、原則として技術管理課の技術職員の中から技術検査員（以下「専任検査員」という。）を選任する。

ただし、専任検査員が検査を行うことが困難な場合、または随意契約案件については、営繕部の課長、係長又は主任の技術職員の中から、次の各号の規定に基づき技術検査員（以下「兼任検査員」という。）を選任することができる。

- (1) 工事担当係以外の係長又は主任
 - (2) 第 1 号が困難な場合は、同一系の係長又は主任
- 2 前項ただし書きの工事の検査について、専任検査員及び兼任検査員が検査することが困難な場合は、他の技術職員を兼任検査員として任命することができる。

他の技術職員を技術検査員として任命する場合にも、技術検査員任命通知書（様式第 1 号）によって行うものとする。

- 3 込み工事（建築工事に設備工事が含まれている工事等）の検査は、主たる工事の担当監督員が、主任監督員及び技術検査員と調整を行い、主たる工種の技術検査員が行うことができ

る。

(検査日時の決定)

第5条 技術検査員は、検査日時その他細部について担当監督員と協議し決定する。また、その結果を担当監督員は請負人に通知する。

2 技術検査員の検査は、建築工事、設備工事その他関連工事の検査を同一日時に行うことを原則とする。

(工事目的物の一部使用)

第6条 会社の都合により、工事完成前に工事目的物を一部使用する場合は、監督員は、請負人の承諾を得たうえで、当該工事の総括監督員の責任において使用するための検査を行う。

(工事概要の説明並びに現場状況等の把握)

第7条 担当監督員は、検査に先立ち技術検査員に契約図書その他の関係資料により工事概要及び工事現場の状況を説明しなければならない。

2 技術検査員は、担当監督員の説明内容を十分理解し、必要に応じ検査上の注意及び準備を担当監督員に指示した後に検査を行う。

3 技術検査員は、関連工事がある場合には、関連工事の内容を十分把握して検査範囲及び責任区分を明確に判断して、適切な検査を行わなければならない。

(検査の中止)

第8条 技術検査員は、要領第6条の規定により検査を中止した場合は、直ちに総括監督員に対し、再検査する旨を通知する。

2 技術検査員は、検査を中止した場合は、直ちに工事検査報告書(様式第1号)に理由を付して、検査主幹に報告しなければならない。

(検査結果の処理)

第9条 技術検査員は、検査結果の通知を工事検査報告書(様式第1号)により行わなければならない。

(手直しの指示等)

第10条 担当監督員は、技術検査員の指示する手直し事項について、速やかに手直し指示書(様式第2号)に正確に記録する。

2 技術検査員は、検査終了後、前項の手直し指示書(様式第2号)を確認し、手直し事項の完了予定年月日を定め、担当監督員に通知する。

3 担当監督員は、通知された前項の手直し指示書(様式第2号)をもって、請負人に手直し事項のための必要な措置の履行を指示する。手直し事項のない場合には手直し事項がない旨を記した手直し指示書(様式第2号)を作成する。

4 請負人は、手直し事項のための必要な措置を履行する理由で、工期の延期を請求することはできない。

(手直し完了確認の依頼)

第11条 技術検査員は、検査終了後、速やかに担当監督員に手直し指示書(様式第2号)により、手直し事項の手直し完了を確認する旨を依頼する。

(手直し完了の確認)

第12条 担当監督員は、請負人から手直し指示事項の完了報告があった場合は、速やかに手直し箇所を完了を確認しなければならない。

(手直し報告書)

第13条 担当監督員は、完成検査においては、手直し完了確認後に手直し報告書(様式第2号)を確認し、技術検査員に提出する。

2 担当監督員は、出来形部分検査においては、手直し完了確認後に手直し報告書(様式第2号)を確認し、技術検査員に提出する。

(工事成績評定)

第14条 工事成績評定を行う場合には、監督員及び技術検査員は、検査終了後、速やかに工事成績評定基準(別表1)により、当該工事の成績の評定を行い、工事成績評定書(取扱要領 様式第2号)、工事成績採点表(別表1第1号様式)及び細目別評定点採点表(別表1第2号様式)を作成する。

2 監督員及び技術検査員の評定は、工事成績評定基準(別表1)に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行わなければならない。

3 監督員及び技術検査員は、工事成績評定書(取扱要領 様式第2号)及び工事成績採点表(別表1第1号様式)の所見欄に評定結果の概要等を必ず記載しなければならない。

(検査結果報告)

第15条 技術検査員は、検査結果の中で特に重要な手直し事項又は意見があるときは、要旨を整理して工事検査報告書(様式第1号)により、速やかに検査主幹に報告する。

2 検査主幹は、前項の報告を受けたときは、速やかに当該工事総括監督員に適切な措置を指示するとともに、理事長に報告しなければならない。

(検査結果からの問題点等の提起)

第16条 技術検査員は、検査結果の問題点等について、必要に応じ抽出整理し、検査主幹に報告する。

2 検査主幹は、前項の問題点等について、必要に応じ関係者と問題点等の改善を協議し、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和 7 年 2 月 1 0 日から施行する。

ただし、工事成績評定基準は、施行日より前の契約の申し込みの誘引に基づく工事には従前の基準を適用する。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和 7 年 12 月 10 日から施行する。

公益財団法人横浜市建築保全公社請負工事検査事務取扱基準 別表 1

工事成績評定基準

(建築工事編)

工事成績採点表	第1号様式
細目別評定点採点表	第2号様式
工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表	
担当監督員	別紙－ 1 -1～別紙－ 1 -6
主任監督員	別紙－ 1 -7～別紙－ 1 -9
総括監督員	別紙－ 2 -1～別紙－ 2 -4
技術検査員	別紙－ 3 -1～別紙－ 3 -6
中間技術検査対象工種の考査項目の考査項目別運用表	
技術検査員	別紙－ 3'-1
記入方法及び留意事項	別紙－ 4
「施工プロセス」のチェックリスト	別紙－ 5 -1～別紙－ 5 -3

工 事 成 績 採 点 表

局名

課・事務所

工事名		工事場所										契約金額（最終）						検査年月日								
請負者名		工期（最終）										完成年月日						検査年月日								
考 査 項 目 ※1		担当監督員					主任監督員					総括監督員					技術検査員									
		氏名					氏名					氏名					氏名									
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1.施工体制	I.施工体制一般						+1.0	+0.5	0	-5.0	-10															
	II.配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																				
2.施工状況	I.施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10													+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	
	II.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10						+2.0		+1.0		0	-7.5	-15								
	III.安全対策						+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15								
	IV.対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3.出来形 及び 出来ばえ	I.出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0													+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	
	II.品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0													+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III.出来ばえ																		+5.0		+2.5		0	-5.0		
4.工事特性	I.施工条件等への対応 ※2											+20.0 ~ 0														
5.創意工夫	I.創意工夫 ※3						+7.0 ~ 0																			
6.社会性等	I.地域への貢献等 ※4											+10	+7.5	+5.0	+2.5	0										
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点					点					点					点									
評定点（65点±加減点合計） ※5		① 点					点					② 点					③ 点									
評定点計		④ 点					[評定点計 = ① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ③ 点 × 0.4 = 点]																			
7.法令遵守等 ※6												⑤ - 点														
評定点合計 ※7		点					[評定点合計 = ④評定点計（ 点） - ⑤法令遵守等（ 点） = 点、評定点合計は、四捨五入により整数とする]																			
所 見 ※8		(担当監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)					(技術検査員)									

※1 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、技術検査員の評価に先立ち、担当監督員、主任監督員、総括監督員が行う。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、主任監督員等からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
 ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
 ※5 65点 + 加減点合計（1 + 2 + 3） + 加点合計（4 + 5 + 6） = 評定点 とする。各評定点（①～③）は小数第1位まで記入する。
 ※6 法令遵守等の評価は、減点評価のみとする。評価は総括監督員が行う。
 ※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
 ※8 所見欄には評定結果の概要等を記載する。所見は必ず記載する。

細目別評定点採点表

工事名：

考查項目	細別	担当監督員	主任監督員	総括監督員	技術検査員	細目別評定点
1.施工体制	I.施工体制一般		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点			3.3点
	II.配置技術者		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点			4.1点
2.施工状況	I.施工管理		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 点	13.0点
	II.工程管理		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点	(0.0) × 0.2 + 3.2 = 点		8.1点
	III.安全対策		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点	(0.0) × 0.2 + 3.3 = 点		8.8点
	IV.対外関係		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点			3.7点
3.出来形及び出来ばえ	I.出来形		(0.0) × 0.4 + 2.8 = 点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点
	II.品質		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点		(0.0) × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点
	III.出来ばえ				(0.0) × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点
4.工事特性	I.施工条件等への対応			(0.0) × 0.2 + 3.3 = 点		7.3点
5.創意工夫	I.創意工夫		(0.0) × 0.4 + 2.9 = 点			5.7点
6.社会性等	I.地域への貢献等			(0.0) × 0.2 + 3.2 = 点		5.2点
7.法令遵守等				(0.0) × 1.0 = 点		評定点合計 100点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-1-1 (担当監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	II. 配置技術者 (現場代理人等)	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 <input type="checkbox"/> ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。 <input type="checkbox"/> ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input type="checkbox"/> ④工事請負契約書第19条(条件変更等) 第1～5項(以下、「契約約款第19条」という)に基づく設計図書の照査を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑤書類及び資料が適切に整理されている <input type="checkbox"/> ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている <input type="checkbox"/> ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。※1 <input type="checkbox"/> ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。※2 <input type="checkbox"/> ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 <input type="checkbox"/> ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 <input type="checkbox"/> ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 <input type="checkbox"/> ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人等)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑬その他(理由: _____) <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上90%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上80%未満…………… c</p> <p>評価値が60%未満…………… d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))</p> </div>			<p>(減点) 該当すればd評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員が監督員指示書等による改善指示を行った。</p>	<p>(減点) 該当すればe評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの監督員指示書等による改善指示に従わなかった。</p>
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:				

※ 1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工するときは、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。
 なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※ 2. 作業主任者を選任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-1-2 (担当監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①契約約款第19条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input type="checkbox"/> ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。 <input type="checkbox"/> ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 <input type="checkbox"/> ⑦工事記録の整備が、適時的確に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 <input type="checkbox"/> ⑨各工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑫社内検査が計画的に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取組みが、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑰その他（理由： _____ ） <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上90%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上80%未満…………… c</p> <p>評価値が60%未満…………… d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>②評価値（0%） = （該当項目数(0) / 評価対象項目数(0)）</p> </div>				<p>(減点) 該当すればd評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員が監督員指示書等による改善指示を行った。</p>
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-1-3 (担当監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 <input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 <input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居部署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 <input type="checkbox"/> ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 <input type="checkbox"/> ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。 <input type="checkbox"/> ⑦休日・代休の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑧近隣住民(入居部署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 (理由: _____) ● 判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が60%以上80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))				(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督員が監督員指示書等による改善指示を行った。
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:				
	IV. 対外関係	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> ②工事施工にあたり、近隣住民(入居部署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 <input type="checkbox"/> ③引渡し時に入居部署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 <input type="checkbox"/> ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 <input type="checkbox"/> ⑤近隣住民(入居部署等を含む) 対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 <input type="checkbox"/> ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 (理由: _____) ● 判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が60%以上80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d ①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0)) ③評価対象項目が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。				(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督員が監督員指示書等による改善指示を行った。
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-1-4 (担当監督員)

考 査 項 目	細 別	a 優れている	b 良好である	c 適切である	d やや不適切である	e 不適切である		
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥出来形の管理方法を工夫している。 <input type="checkbox"/> ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨その他 (理由: _____)			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来形に関して、監督員から監督員指示書等による改善指示を行った。		(減点) 該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 契約約款第18条に基づき、監督員が改造請求を行った。	
	評価	● 判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が60%以上80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d						
		① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率 (%) 計算の値で評価する。 ② 評価値 (0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))						
		※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:						

※ 1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事も目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-1-5 (担当監督員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	建築工事	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 <input type="checkbox"/> ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤内外仕上工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 (理由:)			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から監督員指示書等による改善指示を行った。	
		● 判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が60%以上80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d				
		①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))				
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:				

※ 1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※ 2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※ 3. 改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-1-6 (担当監督員)

考 査 項 目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	建築設備工事 (電気設備工事、 機械設備工事)	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 (理由: _____) ● 判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が60%以上80%未満…………… c 評価値が60%未満…………… d <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0)) </div>				(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から監督員指示書等による改善指示を行った。
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:				

※ 1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※ 2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※ 3. 改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-1-8 (主任監督員)

考査項目	細 別	a	b	c	c	d	
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	優れている	良好である	適切である	適切である	やや不適切である	
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ②店社パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 <input type="checkbox"/> ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑤安全巡視、T B M、K Y等を実施し、記録を整理している。 <input type="checkbox"/> ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 <input type="checkbox"/> ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施された。 <input type="checkbox"/> ⑮その他 (理由: _____)				(減点) 該当すればc評価とする。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。	(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員から監督員指示書等による改善指示を行った。
						e	不適切である
						(減点) 該当すればe評価とする。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督員からの監督員指示書等による改善指示に従わなかった。	
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:					

①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙-1-9[1/2] (主任監督員)

考査項目	細 別	評価対象項目
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<p>【準備・後片づけ関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> その他</p> <p><input type="checkbox"/> 現地調査方法の工夫 理由：</p>
		<p>詳細評価内容：</p>
		<p>【施工関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 <input type="checkbox"/> その他</p> <p><input type="checkbox"/> 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み 理由：</p> <p><input type="checkbox"/> 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 電気設備工事等の配線・配管等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 照明・視界確保等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 運搬車両・施工機械等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理及び品質向上等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 仮設施工等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫</p>
		<p>詳細評価内容：</p>
		<p>【品質関係】</p> <p><input type="checkbox"/> 集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> その他</p> <p><input type="checkbox"/> 躯体工事の品質管理の工夫 理由：</p> <p><input type="checkbox"/> 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 施工の検査・試験に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> 品質記録方法の工夫</p>
		<p>詳細評価内容：</p>

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-1-9[2/2] (主任監督員)

考 査 項 目	細 別	評 価 対 象 項 目
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【安全衛生関係】 <input type="checkbox"/> 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 理由： <input type="checkbox"/> 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> 酸欠対策、有毒ガス、可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 <input type="checkbox"/> 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> 作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ごみの減量化及び分別収集の実施（ヨコハマ3R夢プラン）、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 詳細評価内容：
		【施工管理関係】 <input type="checkbox"/> 出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 施工計画書または写真記録等に関する工夫 理由： <input type="checkbox"/> 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> 施工合理化技術（※6）を活用した施工管理の工夫 詳細評価内容：
		【その他】 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> その他 理由：
		評価
	詳細評価内容：	

- ※ 1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。なお、該当があれば[「その他」]の項目を追加する。
- ※ 2. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容により1, 2, 3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※ 3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※ 4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
- ※ 5. 評価した内容を詳細評価欄に記載する。
- ※ 6. 施工合理化技術とは、プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので、施工の合理化に資するものとする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-2-1 (総括監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民（入居部署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他（理由： _____） ● 判断基準 ※ 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
	評価	詳細評価内容				
	III. 安全対策	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他（理由： _____） ● 判断基準 ※ 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
	評価	詳細評価内容				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-2-2[1/2] (総括監督員)

考査項目	細 別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 建物規模への対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 対象構造物の高さ、延長、施工面積等の規模 <input type="checkbox"/> 対象構造物の形状の複雑さ <input type="checkbox"/> その他 ()	[評価技術事例]【建築】 <input type="checkbox"/> 延べ面積10,000㎡以上の建物 <input type="checkbox"/> 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> 大空間のホール等を有する建物 [評価技術事例]【設備】 <input type="checkbox"/> 高さ30m以上の工作物 <input type="checkbox"/> 特別高圧、高圧受電設備 <input type="checkbox"/> 高圧発電設備 <input type="checkbox"/> 施工場所が地下20m以深の工事 <input type="checkbox"/> 20kW以上の太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 焼却設備(ボイラーを含む)の大規模補修 <input type="checkbox"/> 大空間(公会堂・工場等)における設備工事
		II 建物固有の機能の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> 建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> その他 ()	[評価技術事例] <input type="checkbox"/> 建築工事において大地震動後に、人命の安全確保に加え機能確保の十分に図られるよう、以下の目標により施工されている。 【構造体】補修することなく建物を使用できる(公共建築物構造設計の用途係数区分 1.5) 【非構造部材】災害応急対策活動等を行う上で、また危険物の管理の上で、支障となるような損傷、移動等が発生しない(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 A類) <input type="checkbox"/> 建築設備工事において大地震動後に、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られるよう、以下の目標により施工されている 【建築設備】大木は補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 甲類) <input type="checkbox"/> 研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		III 建物固有の施工技術の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 <input type="checkbox"/> 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 <input type="checkbox"/> 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> その他 ()	[評価技術事例] <input type="checkbox"/> パイロット工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 <input type="checkbox"/> 特殊な工法及び材料等を採用した工事 <input type="checkbox"/> 特殊な設備システムを採用した工事 <input type="checkbox"/> 免震装置を設ける工事 <input type="checkbox"/> 大規模な山留め工法が必要な工事 <input type="checkbox"/> 敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 <input type="checkbox"/> 仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 <input type="checkbox"/> 焼却設備の撤去工事
		IV 厳しい自然・地盤条件への対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) <input type="checkbox"/> 軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> 雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> その他 ()	[評価技術事例] <input type="checkbox"/> 地下水水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 <input type="checkbox"/> 液状化対策工事や地盤改良を伴う工事 <input type="checkbox"/> 冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬季の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-2-2[2/2] (総括監督員)

審査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	V 厳しい周辺環境、社会条件との対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 地中埋設物等の作業障害 <input type="checkbox"/> 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 <input type="checkbox"/> 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> その他 ()	【評価技術事例】 <input type="checkbox"/> 工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 <input type="checkbox"/> 工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 <input type="checkbox"/> 場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 <input type="checkbox"/> 住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 <input type="checkbox"/> 有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		VI 施工現場での対応 ※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 <input type="checkbox"/> 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 <input type="checkbox"/> 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 <input type="checkbox"/> 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 <input type="checkbox"/> 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 <input type="checkbox"/> 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 <input type="checkbox"/> 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 <input type="checkbox"/> 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 <input type="checkbox"/> 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 <input type="checkbox"/> 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 <input type="checkbox"/> 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	評価		

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
- ※2. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、主任監督員等の意見も参考に評価する。
- ※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-2-3 (総括監督員)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	やや優れている	良好である	やや良好である	他の評価に該当しない
	評価	<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</p> <p><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</p> <p><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学回答を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥その他 (理由: _____)</p> <p>● 判断基準</p> <p>※ 上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>				
		詳細評価内容:				

- ※ 1. 総括監督員は、主任監督員等の意見を参考に総合的な評価を行う。
- ※ 2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
- ※ 3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。
- ※ 4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-2-4 (総括監督員)

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表		
7. 法令遵守等	措置内容	措置点数/回	措置回数
	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	- 20点	
	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	
	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	
	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	
	<input type="checkbox"/> 5. 文書警告	- 8点	
	<input type="checkbox"/> 6. 口頭警告	- 5点	
	<input type="checkbox"/> 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭警告以上の処分が行われなかった場合	- 3点	
	<input type="checkbox"/> 8. その他 (理由: _____)	- 3点	
	<input type="checkbox"/> 9. 項目該当なし		
<p>①本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「施工にあたり工事関係者が上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために当該工事に下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④総合評価落札方式における技術等提案が、受注者の責により履行されなかったため「不履行により金銭的ペナルティの対象となった」場合は、「8. その他の項目」で減する措置を行う。</p> <p>【契約不適格者認定等の措置要件】</p> <p>1. 粗雑工事(工事成績評定点合計が60点未満に限る)</p> <p>2. 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、又は関係者事故</p>			
減点			

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-3-1 (技術検査員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	優れている	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①契約約款第19条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦各工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取組みが、適切に行なわれていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪工事の関係書類及び資料整理がよい。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫その他 (理由: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> 中間技術検査を実施している(評価対象項目数を1とし、該当項目数は下記による)。</p> <p><input type="checkbox"/> 優……………該当項目数 2</p> <p><input type="checkbox"/> 良……………該当項目数 1</p> <p><input type="checkbox"/> 可……………該当項目数 0</p> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上90%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上80%未満…………… c</p> <p>評価値が60%未満…………… d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))</p> </div>			<p>(減点) 該当すればd評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員から監督員指示書等による改善指示を行った。</p>	<p>(減点) 該当すればe評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、検査員から文書による改善指示を行った。</p>
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙 - 3-2 (技術検査員)

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	特に優れている	優れている	特に良好である	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理が、工夫されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩その他 (理由: _____)</p> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上..... a</p> <p>評価値が80%以上90%未満..... a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満..... b</p> <p>評価値が60%以上70%未満..... b'</p> <p>評価値が50%以上60%未満..... c</p> <p>評価値が50%未満..... d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))</p> </div>					<p>(減点) 該当すればd評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督員が監督員指示書等で指示を行い改善された。</p>	<p>(減点) 該当すればe評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形が不適切であったため、工事請負契約約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。</p>
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:						

※ 1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

別紙-3-3（技術検査員）

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	建築工事	特に優れている	優れている	特に良好である	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧内外仕上工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨その他の工事（躯体・内外仕上を除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩不可視部分となる部品の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑫その他（理由： _____） <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上90%未満…………… a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上70%未満…………… b'</p> <p>評価値が50%以上60%未満…………… c</p> <p>評価値が50%未満…………… d</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。</p> <p>②評価値（0%） = （該当項目数(0) / 評価対象項目数(0)）</p> </div>						<p>（減点）該当すればd評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員が監督員指示書等で指示を行い改善された。</p>
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由：						

※ 1. 目的物の品質の水準を評価すること

※ 2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※ 3. 改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-3-4 (技術検査員)

考 査 項 目	工 種	a 全体的な完成度が優れている	b 全体的な完成度が良好である	c 全体的な完成度が適切である	d 全体的な完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ III. 出来ばえ	建築工事	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの収まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 <input type="checkbox"/> ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤色調が均一であり、色むら等がなく、全体的な美観が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 <input type="checkbox"/> ⑦保身に配慮した施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 (理由:)			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。
	評価	● 判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が80%未満…………… c			
		①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0)) ③評価対象項目が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。			

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※ 3. 改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-3-5 (技術検査員)

審査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	建築設備工事 (電気設備工事、機械設備工事)	特に優れている	優れている	特に良好である	良好である	適切である	やや不適切である	不適切である
		<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に、工夫がある。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨不可視部分となる部品の品質が、工事写真、施工記録により確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫その他 (理由:)</p> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上…………… a</p> <p>評価値が80%以上90%未満…………… a'</p> <p>評価値が70%以上80%未満…………… b</p> <p>評価値が60%以上70%未満…………… b'</p> <p>評価値が50%以上60%未満…………… c</p> <p>評価値が50%未満…………… d</p>						<p>(減点) 該当すればd評価とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員が監督員指示書等で指示を行い改善された。</p>
	評価	※ a, d, e 評価の場合又は評価を変更した場合の理由:						

※ 1. 目的物の品質の水準を評価すること

※ 2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※ 3. 改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

別紙-3-6 (技術検査員)

考 査 項 目	工 種	a 全体的な完成度が優れている	b 全体的な完成度が良好である	c 全体的な完成度が適切である	d 全体的な完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ III. 出来ばえ	建築設備工事 (電気設備工事、 機械設備工事)	「評価対象項目」 <input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている <input type="checkbox"/> ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他(理由： ● 判断基準 評価値が90%以上…………… a 評価値が80%以上90%未満…………… b 評価値が80%未満…………… c			(減点) 該当すればd評価とする。 <input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。
	評価				

①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))
 ③評価対象項目が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

- ※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。
- ※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。
- ※ 3. 改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとする。

中間技術検査対象工種の検査項目の検査項目別運用表

別紙-3'-1 (技術検査員[中間])

検査項目	細別	優 優れている	良 良好である	可 やや不備である	
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>「評価対象項目」</p> <p><input type="checkbox"/> ①契約約款第19条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦各工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取組みが、適切に行なわれていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪工事の関係書類及び資料整理がよい。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫その他 (理由:)</p> <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上……………優</p> <p>評価値が60%以上90%未満……………良</p> <p>評価値が60%未満……………可</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>②評価値(0%) = (該当項目数(0) / 評価対象項目数(0))</p> <p>③項目削除による評価対象項目数が2項目以下の場合は、②によらず別途評価する。</p> </div>			<p>(減点)該当すれば可とする。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督員から監督員指示書等による改善指示を行った。</p>
		評価	※ 評価対象項目数が2項目以下の場合の評価理由		

記入方法及び留意事項

1. 多工種複合工事(込み工事)の取扱

(1) 主たる工種で評定する。なお、他工種で評定対象が重要な場合はこの限りでない。

2. コンクリート構造物のクラックについて

(1) クラックが発生した構造物では「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」（日本コンクリート工学協会）に基づき、進行性または有害なクラックに該当するか否か調査する。有害なクラックの目安は0. 2 mm程度とする。
（但し、鉄筋の腐食環境が厳しく、コンクリート構造物の耐久性に及ぼす有害性が大きい場合は0. 1 mm程度とし、また、防水性に及ぼす有害性が大きい場合は0. 0 5 mm程度とする）

(2) 「進行性または有害なクラックがある」場合で、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

3. その他

- ・「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- ・「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を参考にして評定を行う。
- ・「監督員が監督員指示書等による改善指示を行う」とは、「文書による指導」を経て「監督員指示書等による改善指示」を行う場合をいう。すなわち指導は2段階で行い、1段階目の「文書による指導」により改善が図られた場合はd又はe評価にはならず、1段階目の指導で改善が図られず2段階目の「監督員指示書等による改善指示」が行われた場合に、d又はe評価となる。

但し、以下の事例のような重大な過失がある場合には、2段階の指導ではなく、初めから監督員指示書等による改善指示を行うことができるものとする。

- ・ 施工者の重大過失により安全管理が不適切であり、死者が複数出るような公衆災害が生じた場合
- ・ 基準に適合するよう故意にデータを偽装したり、虚偽の報告を行い、本来の品質の状況が確認できないことが判明した場合 等

